

平成 23 年 5 月

# 事務事業概要

三重県労働委員会

## 労働委員会事務事業概要

当事者どうしが話し合いによって労使間の問題を自主的に解決していくこと、あるいは解決していけることが望ましい労使関係です。しかし、それが困難な場合に、そうした問題を中立・公正な立場で早期に解決し、より良い労使関係をつくりあげる、いわば審判員のような役割を果たすのが労働委員会です。

労働委員会は、労働組合法に基づき設置されている独立行政委員会であり、公益委員、使用者委員、労働者委員、各5名、計15名の委員で構成されています。また、労働委員会には補助機関としての事務局が設けられており、法令規則に定める権限に従って委員をサポートしています。

### 1 調整

労働関係調整法等に基づいて、労使間の紛争の調整（あっせん、調停、仲裁）を行うことで、その円満な解決を支援しています。また、県の委任を受け、個人の労働紛争のあっせん（個別あっせん）を行っています。

平成22年の取扱件数は、労使間のあっせん13件（うち繰越4件）、個別あっせん3件となっています。

### 2 審査

憲法で保障された労働基本権の保護と労使関係の安定を図るため、労働組合法等に基づいて、不利益取扱や支配介入などの不当労働行為の審査（調査・審問）を行うほか、法人登記のための労働組合の資格審査などを行っています。

平成22年の取扱件数は、不当労働行為事件の審査7件（うち繰越5件）、組合資格審査10件（うち繰越1件）となっています。

### 3 各種会議

労働組合法や労働委員会規則に基づく定例総会や臨時総会、公益委員会議等を開催し、委員間の調整や意思決定を行うほか、労働委員会相互の会議への参加などにより、迅速・的確な判断を行うための労働情勢の把握、判例や命令の研究討議などを行っています。